

スウィングサービス規定

1. スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、貯蓄貯金Ⅱ型と普通貯金との間で、指定日に一定の金額または所定の方法により算出された金額を口座振替するサービスです。
2. 本サービスを利用する場合は、あらかじめ当信漁連（組合）所定の申込書により対象とする貯金口座・振替日・振替金額等をご指定ください。当信漁連（組合）は、申込内容にしたがい、次の取り扱いを行います。なお、本サービスは、同一店舗に開設された同一名義の口座間にかぎって利用することができます。
 - (1) 本サービス対象の普通貯金口座または総合口座普通貯金口座（以下、単に「普通貯金口座」といいます）から第3条の方法に従い所定の金額を払い出し、本サービス対象の貯蓄貯金Ⅱ型口座（以下、単に「貯蓄貯金口座」といいます）にその金額を入金します。（以下、この取り扱いを「順スウィング」といいます。）
 - (2) 貯蓄貯金口座から第4条の方法に従い所定の金額を払い出し、普通貯金口座にその金額を入金します。（以下、この取り扱いを「逆スウィング」といいます。）
3. 前条第1号の取り扱いは、次の各号のいずれかの方法によるものとします。
 - (1) 定額方式（普通貯金口座指定残高未登録）
 - ① 契約時に指定した定額を、普通貯金口座から貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。普通貯金口座残高が定額に満たない場合は自動振替を行わない、かつ、貸越（カードローンも含む）も発生させません。自動振替後の貯蓄貯金口座残高が基準残高に満たない場合には、自動振替を行います。
 - (2) 定額方式（普通貯金口座指定残高登録）
 - ① 普通貯金口座残高が契約時に指定した普通貯金口座指定残高を上回っている場合に、契約時に指定した定額を、普通貯金口座から貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。普通貯金口座残高が、定額と普通貯金口座指定残高の合計額に満たない場合は自動振替を行わない、かつ、貸越（カードローンも含む）も発生させません。自動振替後の貯蓄貯金口座残高が基準残高に満たない場合にも、自動振替を行います。
 - (3) 超過額方式（普通貯金口座指定残高登録）
 - ① 普通貯金口座残高が契約時に指定した普通貯金口座指定残高を超えている場合に、超過額を普通貯金口座から貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。自動振替後の貯蓄貯金口座残高が基準残高に満たない場合でも、自動振替を行います。
4. 第2条第2号の取り扱いは次の各号のいずれかの方法によるものとします。
 - (1) 定額方式（貯蓄貯金指定残高未登録）
 - ① 指定した定額を、貯蓄貯金口座から普通貯金口座へ自動振替を行います。貯蓄貯金口座残高が定額に満たない場合は自動振替を行いません。自動振替前・後の貯蓄貯金口座残高が基準残高に満たない場合でも、自動振替を行います。
 - (2) 定額方式（貯蓄貯金指定残高登録）
 - ① 普通貯金口座残高が契約時に指定した普通貯金口座指定残高を下回っている場合に、契約時に指定した定額を、貯蓄貯金口座から普通貯金口座へ自動振替を行います。貯蓄貯金口座残高が、定

額に満たない場合は自動振替を行いません。自動振替前・後の貯蓄貯金口座残高が基準残高に満たない場合でも、自動振替を行います。

(3) 不足額方式（普通貯金口座指定残高登録）

① 普通貯金口座残高が契約時に指定した普通貯金口座指定残高を下回っている場合に、普通貯金口座指定残高を満たす額（不足額）だけ、貯蓄貯金口座から普通貯金口座へ自動振替を行うものです。貯蓄貯金口座残高が、不足額より下回っている場合には、貯蓄貯金口座全額の自動振替を行います

5. 本サービスは、貯蓄貯金Ⅱ型規定の自動支払等の制限規定にかかわらず、順スウィングで月間1回、逆スウィングで月間1回、合計月間2回を限度としてこれを利用することができます。
6. 本サービスを行う場合の普通貯金口座残高、総合口座当座貸越残高または貯蓄貯金Ⅱ型口座残高の確定は当信漁連（組合）所定の方法で行います。
7. 本サービスのご利用に際して、指定した振替日に応当日がない場合には、その月の末日をもって振替日とし、振替指定日が当信漁連（組合）の休業日にあたる場合には、その翌営業日を振替日とします。
8. 本サービスにおける普通貯金および貯蓄貯金Ⅱ型の払い出しについては、普通貯金口座規定、総合口座取引規定、または、貯蓄貯金Ⅱ型規定の定めにかかわらず、通帳および払戻請求書の提出をうけず当信漁連（組合）所定の方法により取り扱います。
9. 本サービスのご利用に際しては、スウィングのつど、当信漁連（組合）所定のスウィング手数料をいただきます。順スウィング手数料は、スウィング処理の中でその普通貯金口座から自動引落しを行い、逆スウィング手数料は、スウィング処理の中でその貯蓄貯金口座から自動引落しを行います。この場合、普通貯金規定、総合取引口座取引規定または貯蓄貯金Ⅱ型規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出をうけず当信漁連（組合）所定の方法により取り扱います。
なお、スウィング手数料の自動引落しを行うことで、スウィング処理の条件が満たなくなる場合は、スウィングを不能とします。
10. 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当信漁連（組合）所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当信漁連（組合）は責任を負いません。また、相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。
11. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定および貯蓄貯金Ⅱ型規定により取り扱います。
12. (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連（組合）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020. 4. 1)